

サイボウズ株式会社（以下、「サイボウズ」といいます。）の上記のソフトウェア（以下、「本ソフトウェア」といいます。）を使用されようとしている法人、団体のみなさま（以下、「お客様」といいます。）へのご注意：

本使用許諾契約書（以下、「本契約書」といいます。）は、お客様とサイボウズの間に締結される法的な契約書です。本ソフトウェア製品の利用を開始した場合には、お客様は本契約書の条項に拘束されることに承諾したものとし、本使用許諾契約（以下、「本契約」といいます。）が成立したものとみなされます。本ソフトウェアは、著作権法および著作権に関する条約をはじめ、その他の知的財産権に関する法律ならびにその条約によって保護されています。本ソフトウェアはサイボウズがお客様に対してその使用を許諾するもので、販売するものではありません。

なお、本ソフトウェアには、サイボウズが著作権を有しない第三者のプログラムが含まれる場合があります。これらのプログラムには本契約書の効力は及びません。各プログラムの使用条件については、本ソフトウェア製品の使用前に、本契約書末尾の「第三者プログラムの使用条件一覧」の記載に基づき、各プログラムのライセンスファイルをご確認ください。

これらの使用条件に同意できない場合は、本ソフトウェアを使用することはできませんので、速やかにアンインストールしてください。

## 1. 使用範囲

本契約書はお客様に対し以下の権利を許諾いたします。

(1)お客様は、本ソフトウェアにおいて、お客様がアクセスする対象となるサービス（以下、総称して「アクセス対象サービス」といいます。）に登録されたユーザのうち、本ソフトウェアを試用または使用するユーザとしてお客様により指定された方のみ、本ソフトウェアをインストールして使用させることができます。ただし、お客様は、本ソフトウェアの使用に関して各ユーザを本契約に従わせることとします。

(2)お客様は、本ソフトウェアの使用において、アクセス対象サービスに関する使用許諾契約等に従ってアクセス対象サービスに関する使用権等の購入が必要になります。

## 2. 本ソフトウェアご利用に関する情報等の送信

お客様は、製品の改善および向上のため、本ソフトウェアのご利用等に関する以下の情報をサイボウズに送信することに同意するものとします。送信される情報は、当該ご利用状況等の収集・解析に必要な範囲で、サイボウズグループ内で利用するものとします。また、以下に記載している全ての情報は、お客様個人の情報をひもつけて利用することはできない仕様となっております。

なお、サイボウズは、ご利用データの収集に第三者サービスを利用しています。

▼ご利用データの詳細および利用方法は、「データ保護の取り組み」をご覧ください。

<https://cybozu.co.jp/privacy/>

▼クラッシュログについて

お客様から発生したクラッシュログそのもの、クラッシュした場面でおお客様がご利用していたデバイスの種別やバージョンの情報が送信されます。サイボウズは、クラッシュログの収集にFirebaseを利用しており、クラッシュログ情報は、送信の可否をお客様に都度確認したうえで、Firebaseに送信されます。なお、Firebaseでは本ソフトウェアをご利用されているお客様の端末のOSの種別やバージョン、デバイスの種別等の情報を定期的に送信する仕様となっております。

▼Firebaseにより取得される情報の取扱いについてはFirebaseのTerms of Service をご覧ください。

<https://firebase.google.com/terms/>

## 3. そのほかの権利と制限

(1)お客様は、お客様の入力されたデータをバックアップすることのみを目的に、かかるバックアップのために必要な範囲でのみ本ソフトウェアを複製することができますが、バックアップ以外の目的のために本ソフトウェアを複製することはできません。

(2)お客様は、本ソフトウェアを、バックアップする目的以外の複製、頒布、貸与、送信（自動公衆送信、送信可能化を含む）、リース、担保設定等を行なうことはできません。また、本ソフトウェア製品を使用する権利を譲渡、転売、あるいはその試用または使用を許諾することはできません。

(3)お客様は、本ソフトウェアあるいは本ソフトウェアに関するドキュメントを修正、翻訳、リバースエンジニアリング、逆コンパイル、逆アセンブル、または本ソフトウェアの派生製品を作成することはできません。また、お客様は本ソフトウェアの構成部分を本ソフトウェアと分離して使用することはできません。

(4)サイボウズによる本契約の違反により生じた場合を除き、お客様は、自らの試用または使用に基づき生じるあらゆる活動につき、かかる活動がお客様の承認によるものか、またはお客様の従業員若しくは業務委託先、代理人等の第三者のいずれかが引き受けた活動によるものかを問わず、お客様が当該活動一切に責任を負うものとします。

## 4. 本契約の解除および終了

(1)お客様が本契約の条項および条件の1つにでも違反した場合、または違反していることが疑われる場合、サイボウズは本契約をなんらの催告なくして即時解除することができます。

(2)解除等を理由として本契約が終了した場合、お客様は、本ソフトウェア、構成部分、ドキュメント、ならびにその一切の複製物（バックアップ目的の複製物も含むが、それに限られない。）を破棄、一切の記憶媒体（有体物としての記憶媒体であるか、仮想環境等無体物としての記憶媒体であるか否かを問わない。）上から完全に消去するものとし、また、試用または使用を継続してはなりません。

(3)解除等により本契約が終了した後においても、本ソフトウェアの全部または一部が利用不可能となることによって、お客様ならびに第三者が被った損害等について、サイボウズは一切責任を負いません。

## 5. 保証の制限

(1)サイボウズは、本ソフトウェアに含まれた機能がお客様の要求を満足させるものであること、本ソフトウェアが正常に作動すること、本ソフトウェアに瑕疵（いわゆるバグ、構造上の問題等を含む）が存していた場合にこれが修正されることのいずれも保証いたしません。

(2)サイボウズは本ソフトウェアの機能および本ソフトウェア製品に付随するサービス等についてお客様の事前の許可なく変更・中止する場合があります。当該変更をした場合、サイボウズは、本契約締結時における本ソフトウェア製品と同等の使用環境を永続的に保証するものではありません。

(3)サイボウズの口頭又は書面等による一切の情報又は助言は、新たな保証を行ない、又はその他いかなる意味

においても本保証の範囲を拡大するものではありません。

#### 6. 責任の制限

(1)お客様は、本ソフトウェアの使用および本ソフトウェア製品に付随するサービスの利用に基づいて発生した一切の直接・間接の損害（データ滅失、サーバーダウン、業務停滞、第三者からのクレーム等）および危険はすべてお客様のみが負うことをここに確認し、同意するものとします。

(2)いかなる場合であっても、不法行為、契約その他いかなる法的根拠による場合でも、サイボウズ、本ソフトウェアの供給者、再販売業者、および各情報コンテンツの提供会社は、お客様その他の第三者に対し、営業価値の喪失、業務の停止、コンピュータの故障による損害、その他あらゆる商業的損害・損失等を含め一切の直接的、間接的、特殊的、付随的または結果的損失、損害について責任を負いません。さらに、サイボウズは、第三者のいかなるクレームに対しても責任を負いません。

#### 7. 著作権等

(1)本ソフトウェア（HTMLプログラム部分および各画面表示部分を含む一切）、本ソフトウェアに関する文書、図面、ドキュメントなどの文書に関する所有権、著作権をはじめとするその他一切の知的財産権（以下、「本件知的財産権」といいます。）は、サイボウズおよびその供給者に帰属します。

(2)本件知的財産権は、著作権法およびその他の知的財産権に関する法律ならびに条約によって保護されています。したがって、お客様はこれらを他の著作物と同様に扱わなければなりません。

(3)本ソフトウェアからアクセスされ表示・利用される各コンテンツについての知的財産権は、各情報コンテンツ提供会社の財産であり、著作権法およびその他の知的財産権に関する法律ならびに条約によって保護されています。

#### 8. 準拠法および雑則

(1)本契約は法の抵触に関する原則の適用を除いて日本国の法律を準拠法とします。

(2)日本国内で行った取引に基づく本契約または本ソフトウェアに関して、当事者間に紛争が生じた場合には、東京地方裁判所を第一審管轄裁判所とします。また、日本国外で行った取引に基づく本契約または本ソフトウェアに関して、当事者の間に生ずることがあるすべての紛争、論争または意見の相違は、（社）日本商事仲裁協会の商事仲裁規則に従って、東京において仲裁により最終的に解決されるものとします。

#### 9. その他

お客様が入手した本ソフトウェアに、本契約と異なる条項の使用許諾契約および条件が添付されている場合は、サイボウズによって特に本契約と異ならしめるものと明記してあるものを除き、お客様による本ソフトウェアの使用には、本使用許諾契約が優先して適用されるものとします。

本契約は、両当事者間の使用許諾に関する唯一の合意であり、両当事者の署名ないし記名押印ある書面によってのみ、変更することができます。また、販売店等がお客様に対して用意している注文書に記載されている条件は、本契約に対して効力を持たず、本契約内容にささかの影響をもたえるものではありません。本契約の条項のいずれかについて、適用される法令によりその効力が制限される場合には、当該条項は、かかる法令で許容される範囲内で効力を有するものとします。

また、本契約の条項のいずれかが、適用される法令により無効とされた場合でも、他の規定は引き続き効力を有するものとします。